

しんじゅくコール

土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時

☎ 3209-9999

FAX 3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

新型コロナウイルスの状況によりイベント等は中止・変更する場合があります。最新の情報は新宿区ホームページ等でご確認ください。



▲区役所を歌舞伎町に設置(昭和25年)



▲新宿大通り 新宿駅東口前(昭和37年)



▲京王プラザホテルと建設中の新宿住友ビル(昭和48年)

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

新宿区は区制75周年を迎えました

昭和22(1947)年3月15日に四谷区・牛込区・淀橋区の3区が合併し、新宿区が誕生してから、令和4年3月15日で75周年を迎えました。

新宿は、長い歴史の中で形成されたまちの骨格や、地域の人々の貢献によってまちづくりが進められ、現在のまちの発展につながっています。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3503・FAX(3209)9947へ。



▲平和の灯点火式(昭和63年)



▲区の花・つつじ



▲林芙美子記念館(平成4年開館)



▲新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン(平成14年開始)



▲染の小道(平成21年開始)



▲神田川生き物調査(平成28年)



▲ささえーる 薬王寺での多世代交流(平成30年開始)



▲リニューアルした新宿中央公園芝生広場(令和2年)

新宿区成立75周年記念式典を開催しました

3月15日に、これまで新宿区の発展を支えてくださった区政功労者の皆さまをお招きし、新宿文化センターで記念式典を開催しました。式典では、区政功労者の表彰や新宿区出身の演奏家による舞台披露(バイオリン・ピアノ演奏)が行われました。

式典の中で、吉住健一新宿区長は「新宿区には、地域の皆さまが、自分たちのまちに誇りと愛着を持ち、自分のまちを良くしようと活動する強い絆という伝統があります。多くの方々が、区民の暮らしを応援し、支えていただいていることをたいへん心強く感じています。これからも皆さまとともに、住みたいまち・住み続けたいまち「新宿区」を創ってまいりますので、お力添えのほどお願い申し上げます」と挨拶しました。

式典の様子は、3月25日から、区公式YouTubeチャンネル「新宿区チャンネル」(右二次元コード)で配信しています。



▲会場の様子



▲区政功労者の表彰



▲感染対策のため間隔を空けた観客席



▲舞台披露(バイオリン・ピアノ演奏)

国民年金のお知らせ

日本に住居登録のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります(外国籍の方や中・長期在留の留学生も含む)。

今回は、令和4年度の保険料額、年金額をお知らせします。また、国民年金への加入・変更の届け出先、保険料の支払いが難しいときの免除・猶予についてご案内します。

令和4年度の国民年金保険料

令和3年度に比べ、月額で20円引き下げられます。

【定額保険料】月額16,590円

※付加保険料として月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金額を増やせます(増やせる金額は年額200円×付加保険料納付月数)。

令和4年度の年金額(年額)

【老齢基礎年金】77万7,800円(満額の場合)

【障害基礎年金】▶1級…97万2,250円、▶2級…77万7,800円

【遺族基礎年金】77万7,800円

【障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額】▶第1子・第2子…22万3,800円、

▶第3子以降…74,600円

国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

加入者の3つの種別

- **第1号被保険者**…自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどの方
- **第2号被保険者**…会社員・公務員(厚生年金の加入者)などの方
- **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届 け 出 理 由	届 け 出 先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届出は不要★	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届出は不要	第1号被保険者
	区内で転居した		
	海外へ転出するが国民年金を納めたい	▶国内に親族等の協力者がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に親族等の協力者がいない方…新宿年金事務所	
	海外から転入した	区医療保険年金課 特別出張所	
	就職した	勤務先	
第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者	
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課 特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課 特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

★20歳前後に海外から転入した方は、区医療保険年金課・特別出張所に届け出が必要

問合せ

- ◆国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除、国民年金の給付の申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338
- ◆国民年金手帳、国民年金の納付・厚生年金の申請等…新宿年金事務所(新宿5-9-2、ヒューリック新宿五丁目ビル) ☎(6278)9311
- ◆一般の年金相談…ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎(6700)1165)
- ◆日本年金機構ホームページ…🌐<https://www.nenkin.go.jp/>

保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

免除等の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。区医療保険年金課年金係にご相談ください。

●学生納付特例制度

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

●免除(全額免除・一部免除)制度

▶本人や配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。

▶退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。

●納付猶予制度

50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

●新型コロナに伴う納付の免除・猶予(臨時特例措置)

【対象】次の全てを満たす方、▶令和2年2月以降に新型コロナの影響で収入が減少した、▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になる

◆上記の4つの制度は、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。申請期間に対応する前年の所得で審査するため、承認されない場合もあります。

●産前産後期間の免除制度

平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者は、出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

病気やけがで障害の状態になったときは障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがで障害の状態になり、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)に障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害認定日から障害基礎年金を受け取れます。障害認定日に障害が軽くても、その後重くなったときは障害年金を受け取れる場合があります。受給には、保険料を一定期間以上納めている必要があります。

※20歳になる前に初診日がある病気やけがで障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当した場合、原則として20歳から障害基礎年金が受給できます(本人に一定額以上の所得等がある場合は支給が制限されます)。

令和4年4月から国民年金手帳が廃止になります

法改正により、令和4年4月1日以降に新たに国民年金第1～3号被保険者になる方(20歳になった方、20歳前に厚生年金被保険者になった方)には、日本年金機構から国民年金への加入のお知らせとして、国民年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が送付されます。

令和4年3月までに交付された国民年金手帳は引き続き基礎年金番号を明らかにする書類として利用できますが、紛失した場合は再発行はされず、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険料が年金から引き落とされている方へ

●令和4年度の保険料のお知らせを4月1日に発送します

●後期高齢者医療保険料は、6・8月の保険料に変更がある方のみ保険料のお知らせを発送します

令和4年4・6・8月に引き落とされる額は「令和2年中の所得に基づいて計算された仮の保険料額(令和4年2月分の保険料額と同額)」です。

ただし、後期高齢者医療保険料は、令和3年度のお支払いで前半(4・6・8月)と後半(10・12・2月)のどちらか一方に金額の偏りがあった方は、毎回のお支払い額ができるだけ均等になるように保険料額を調整するため、令和4年6・8月の保険料額は令和4年2月分の保険料額と異なります。

令和4年度の保険料は令和3年中の所得に基づいて確定し、▶国民健康保険料は6月中旬に、▶後期高齢者医療保険料は7月中旬に確定後の保険料額をお知らせし、仮の保険料額との差額は10月以降の保険料額で調整します。

●令和4年度中に世帯主が満75歳に達する世帯の方へ

4月から年金からの引き落としを停止します。該当する方には国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書をお送りします。

●「年金引き落とし」から「口座振替」への変更

保険料の支払いは、申し出により「年金引き落とし」から「口座振替」に変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度では「口座振替」に変更した場合でも、保険料を滞納した場合は、「年金引き落とし」に切り替わることがあります。

【問合せ】▶国民健康保険料の算定…医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146、▶国民健康保険料の口座振替…医療保険年金課納付推進係 ☎(5273)4158、▶後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562(いずれも本庁舎4階)へ。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 確認書の返送はお済みですか

※ここでいう住民税は、市町村住民税(特別区民税)のことです。

給付を受けるには確認書の返送が必要です

対象世帯には1月14日から、支給案内と確認書を右図封筒で発送しています。確認書に必要な事項を記入し、返送期限(おおむね3か月後)までに返送してください。



また、発送日からおおむね2か月を経過しても返送がない世帯には、3月中旬から、順次確認書を再送付しています。給付を希望する方は、必ず返送してください。

●確認書が届かない場合は右上記コールセンターへお問い合わせください

※確認書が区に返戻されている可能性があります。

●家計急変世帯向けの臨時特別給付金の給付には申請が必要です
詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



■ 手続きの方法などの問合せ先 ■

区臨時特別給付金コールセンター

☎0120(005)885(無料) 午前8時30分～午後7時

【開設期間】9月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方へ
相談窓口を開設しています

【期間】9月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

【時間】午前8時30分～午後5時(3月29日(火)は午後7時まで受け付け)

【場所】区役所本庁舎地下1階

◆給付を装った「振り込み詐欺」「個人情報の詐取」には十分ご注意ください◆
区の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作や手数料の振り込みをお願いしたり、暗証番号を聞き取ることは絶対にありません。

【区の担当課】臨時特別給付金対策室

(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎地下1階) ☎(5273)4112

ご家庭や事業所の新エネルギー・ 省エネルギー機器等の導入費用を補助します

新エネ・省エネ機器で
CO₂削減にご協力を

【問合せ】環境対策課環境計画係
(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3763へ。

◆対象

▶個人住宅…区内在住(予定を含む)で、ご自身がお住まいの住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工する方



▶集合住宅…区内に集合住宅を所有する(予定を含む)中小企業者(個人事業者を含む)・管理組合等

▶事業者…区内に事業所を所有(予定を含む)または賃借する中小企業者(個人事業者を含む)

◆補助要件

▶導入する機器等が未使用である、▶過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていない、▶施工前の申請である、▶令和5年2月28日(火)までに設置完了報告書等を提出できる

【対象機器の補助要件・補助金額】

右表のとおり

【申込み】4月11日(月)～令和5年2月10日(金)に所定の申請書等を郵送(必着)または直接、環境対策課環境計画係へ。先着順で補助総額分まで受け付けます(同日に補助金総額を超えた場合は抽選)。

★詳しくは、環境対策課、特別出張所、環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)、新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)で、4月1日(金)から配布するパンフレット、新宿区ホームページでご案内しています。

補助対象機器等の種類		補助金額
太陽光発電システム 電気安全環境研究所(JET)もしくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの	住宅(個人・集合)用	1kWあたり10万円(上限30万円)
	事業所用	1kWあたり10万円(上限80万円)
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ▶JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率(ふる保温機能あり)が2.8以上、▶JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率(ふる保温機能なし)が2.9以上、▶JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率または年間給湯保温効率が2.7以上の「薄型2缶」「角型1缶」「容量が200ℓ以下(一体型タイプ含む)」「多機能タイプ」		定額10万円
家庭用燃料電池(エネファーム) 燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの		定額10万円
高反射率塗装(屋根または屋上) JISK5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品または日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いて居室上の屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む)		施工面積1㎡あたり2,000円(上限20万円)
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100ℓ以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの		本体価格の50%(上限20,000円)
住宅向け断熱窓改修 次の全てに該当するもの ▶既に設置してある窓の外窓交換・内窓設置・ガラス交換のいずれかである、▶一室単位での施工、▶改修後熱貫流率が4.65W/㎡・K以下に改善される		施工経費の25%(上限10万円)
蓄電池システム 次の全てに該当するもの ▶リチウムイオン蓄電池部分が環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているまたは同等と認められる ▶太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されている		1kWhあたり10,000円(上限10万円)
LED照明 次の全てに該当するもの ▶照明器具の取り付け方が、つり下げ形・じかけ形・埋込み形・壁付け形いずれかである(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) ▶既設照明器具からLED照明器具への交換工事(LED照明器具からLED照明器具への交換、既設照明器具へのLEDの装着・既設照明器具の一部を改造する工事を除く) ※令和4年度から事業所用LED照明の申請に対して、省エネルギー診断の要件がなくなりました。	集合住宅共用部	施工経費の50%(上限30万円)
	事業所用	施工経費の50%(上限50万円)

中小企業向け省エネ支援

申し込み方法等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています(いずれも先着順。同日に予定件数を超えた場合は抽選)。

◆環境マネジメントシステム規格認証取得費用の助成

【対象】法人格があり、区内の事業所を適用範囲として環境マネジメントシステムの規格(ISO14001、エコアクション21など)の認証を新たに取得する、更新する、または認証の適用範囲を区内の事業所に拡大する団体、5件

【補助金額】補助対象経費の2分の1(上限10万円)

【申請時期】認証取得後6か月以内 【申込期限】令和5年3月31日(金)

ゴーヤーでみどりのカーテン を作ってみよう

◆ご希望の方に種をお配りしています

【配布場所】▶環境対策課、▶特別出張所、▶環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)、▶新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、▶西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)

※1人に付き1袋。無くなり次第終了。

【問合せ】環境対策課環境計画係(本庁舎7階)

☎(5273)3763へ。



地域防災講演会の動画を配信しています

東日本大震災等の教訓を忘れないようにするための防災講演会です。今回は坂口隆夫さん(市民防災研究所理事・事務局長)を講師に迎え、新宿区ホームページ(右下二次元コード)・区公式YouTubeチャンネル「新宿区チャンネル」で下記テーマの講演動画を配信しています。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

【講演テーマ】

▶コロナ禍の避難行動(在宅・分散・縁故避難)、▶風水害の備え、▶マンションにおける防災対策



▲坂口隆夫さん



中小企業展示会等出展支援補助金 4月1日から募集を開始します



区内の中小企業者が、販路拡大のため展示会・見本市等に出席する費用の一部に対し、区が補助金を交付します。オンライン開催の展示会への出展も対象です。
必要書類等詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。

【対象】次の全てに該当する法人または個人
▶法人…区内に本店登記がある、本店(営業の本拠)が区内、事業税の納税地が新宿区、法人税(事業税・都民税)を滞納していない
▶個人…本店(営業の本拠)が区内にある、事業税の納税地が新宿区、事業税・住民税を滞納していない
※対象外となる事業者や条件等詳しくは、お問い合わせください。

【対象事業】販路拡大を目的とした、オンライン開催を含む展示会・見本市への出展事業
【対象経費】出展小間料・小間装飾費、オンライン展示で使用するコンテンツ作成費ほか

【補助金額】いずれも対象経費の3分の2以内で、▶国内・オンライン…上限30万円、▶国外…1件40万円
【申込み】4月1日(金)～令和5年3月15日(水)に所定の申請書・必要書類を郵送(消印有効)で産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6—8—2、BIZ新宿4階)☎(3344)0701へ。申請書は新宿区ホームページから取り出せるほか、同課で配布しています。
※予算額に達し次第、受け付けを終了します。

商店会に加入していない商店の方へ

新宿応援セール 参加店を募集します



▲令和3年度に配付したくじ

区と新宿区商店会連合会では、商店街の活性化のため、区内の商店街で買い物やサービスを利用した方に総額6,000万円の金券が当たる「新宿応援セール」を6月下旬に実施予定です。

詳しくは、広報新宿後号等でお知らせします。

商店会に加入していない商店の方も新宿区商店会連合会にお申し込みいただくと、新宿応援セールに参加できます(事務費負担等あり)。詳しくは、4月12日(水)までに下記事務局へお問い合わせください。

【問合せ】▶新宿応援セールについて…産業振興課産業振興係☎(3344)0701、▶新宿応援セールの参加について…新宿区商店会連合会事務局☎(3344)3130へ。

マイナンバーカードの有効期間が変わります

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)☎(5273)3601へ。

省令の改正により、下表のとおり変更されます。

申請受付日※	有効期間
令和4年4月1日より前	▶20歳以上…発行後10回目の誕生日まで ▶20歳未満…発行後5回目の誕生日まで
令和4年4月1日以降	▶18歳以上…発行後10回目の誕生日まで ▶18歳未満…発行後5回目の誕生日まで

※地方公共団体情報システム機構が交付申請書を受理した日

区がカードの申請をお手伝いします

マイナンバーカードの交付申請をご希望の方に、申請に必要な写真撮影から申請までの手続きを区がお手伝いするマイナンバーカードオンライン申請サポートサービス(無料)を行っています。その場で申請できますので、ご利用ください。

【会場】戸籍住民課
【対象】新宿区に住民登録のある方
【持ち物】運転免許証・パスポート・健康保険証等の本人確認書類
【受付時間】▶月～金曜日…午前8時30分～午後5時(火曜日は午後7時まで)
▶毎月第4日曜日…午前9時～午後5時
【受取方法】交付準備ができ次第、「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」を郵送します。同封の案内にしたがって受取場所・日時を予約し、本人が直接、受け取りにおいでください。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎(3209)1111、新宿区ホームページは <https://www.city.shinjuku.lg.jp/> です。

住宅・まちづくり

新宿駅直近地区に係る 都市計画の説明会・縦覧等

●説明会
【日時】4月19日(火)▶①午後2時30分～4時、▶②午後6時30分～8時(2回とも同じ内容)
【会場】新宿ファーストウエスト(西新宿1—23—7)
【内容】地区計画原案(新宿駅直近地区)、都市計画素案(都市計画駐車場(新宿駅南口))
【申込み】3月28日(月)から電話かファックス(5面記入例のほか希望時間帯(①②の別)を記入)で新宿駅周辺基盤整備担当課(本庁舎7階)☎(5273)4164・☎(3209)9227へ。各回先着70名。手話通訳あり。
●説明動画の配信
新宿区ホームページ(右二次元コード)で都市計画変更原案・素案を説明する動画を配信します。
【配信開始日】4月15日(金)
●地区計画原案の縦覧・意見書の提出
区域内の土地・建物の所有者または



一定の利害関係者で原案の内容に意見がある方は、意見書を提出できます。

【縦覧期間】4月18日(月)～5月2日(月)
【提出期間】4月19日(火)～5月9日(月)
【提出先】新宿駅周辺まちづくり担当課(本庁舎7階)☎(5273)4214へ。

福祉

介護者家族会

高齢のご家族を介護している方、介護していた方同士が、介護の悩みを語り合い、情報交換する場です。当日直接、会場へおいでください(入退場自由)。介護のために参加が難しい方は、ご相談ください。
【4月の日時・会場】▶四谷の会…7日(水)午後1時30分～3時30分/四谷保健センター等複合施設(四谷三栄町10—16)、▶フレンズ…26日(火)午後1時～3時/榎町地域センター(早稲田町85)、▶わきあいあい…13日(水)午後1時30分～3時30分/戸山シニア活動館(戸山2—27—2)、▶大久保・あった会…12日(火)午後1時30分～3時30分/大久保地域センター(大久保2—12—7)、▶いっぶくの会…23日(土)午後1時30分～3時30分/落合第一地域センター(下落合4—6—7)、▶かずら会…21日(水)午後1時

30分～3時/落合第二地域センター(中落合4—17—13)、▶ひととき…21日(水)午後2時～4時/北新宿特別養護老人ホーム(北新宿3—27—6、かしわ苑)
【問合せ】高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階)☎(5273)4254へ。

全世代向けの多彩なイベント

夏目漱石朗読会

「漱石のえがいた生き物」
区公式YouTubeチャンネル「新宿区チャンネル」、区立図書館ホームページ(右二次元コード)でぐるーぷ・カナリヤによる朗読動画を配信しています。
【問合せ】中央図書館☎(3364)1421へ。



新宿NPO活動基礎講座

●助成金獲得講座
～申請書作成のポイントを教えます
「Zoom」を利用したオンライン講座です(通信費等は申込者負担)。
【日時】4月16日(土)午後1時～3時
【対象】社会貢献活動をしている方、活動資金確保にお悩みの方ほか、20名
【内容】助成金の基本、活動に適した助成金の申請(講師は武藤良太/トヨタ

財団プログラムオフィサー・国内助成グループ)
【費用】1,000円(資料代)
【申込み】3月27日(日)から電話かファックス・電子メール(5面記入例のとおり記入)で新宿NPO協働推進センター(高田馬場4—36—12)☎(5386)1315・☎(5386)1318・☎hiroba@s-nponet.netへ。先着順。詳しくは、同センターホームページ(右二次元コード)☎https://snponet.net)でご案内しています。



ささえーる 薬王寺の講座

①ストレッチ3B体操
【日時】4月22日(金)
▶午後1時35分～2時25分、▶午後2時30分～3時20分(いずれも同じ内容)
【対象】区内在住の方、各回10名
【内容】ボール・ペル・ペルダー(3B)の補助具を使い、音楽に合わせてストレッチ(講師は金子和子/日本3B体操協会公認指導者)
②ささえーるの歌声広場
【日時】4月26日(火)午前10時～11時30分
【対象】区内在住の方、8名
【内容】ハミングや歌による嚥下機能等の促進とリズム活動を通じた身体機能

多世代近居同居助成・次世代育成転居助成 転居費用等の一部を助成します

いずれの助成も住み替え先の住宅を契約する前に「予定登録申請」が必要です。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。
【募集期間】4月1日(金)～6月30日(水)
【対象】▶多世代近居同居助成…区内で新たに近居または同居する子世帯とその親世帯のうち、引っ越しする世帯(すでに近居の状態にある方は新たに同居する場合のみ対象)、先着15世帯
▶次世代育成転居助成…義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯、先着15世帯
【助成額】▶多世代近居同居助成…初期費用(引っ越し代・礼金・仲介手数料・不動産登記費用)の一部(複数世帯は20万円、単身世帯は10万円を限度)
▶次世代育成転居助成…区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える際の転居に伴う家賃の上昇分(月額35,000円を限度・最長2年間)・引っ越し代(10万円を限度)
【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階)☎(5273)3567へ。

電子マネーが住民税・保険料等の 支払いに使えるようになります

4月1日(金)から、特別区民税・都民税(普通徴収)・軽自動車税(種別割)・介護保険料を、電子マネーで支払えるようになります(国民健康保険料は6月10日(金)から利用可)。
利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサービスを活用し、納付書に印字されたバーコードを読み取り、事前にチャージした電子マネーから納付できるサービスです。
【使用できる電子マネー】▶PayPay、▶LINE Pay、▶auPAY、▶d払い、▶J-Coin Pay
※1枚の合計金額が30万円以下の納付書のみ使用できます。
※キャッシュレス対応を行っている各社の利用規約を確認の上、詐欺などに十分注意して手続きしてください。
※領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、納付書を使用し、金融機関窓口、コンビニエンスストア、区役所・特別出張所窓口で支払ってください。
※コンビニエンスストア等の店頭では、上記スマートフォン決済アプリを利用した支払いはできません。
【問合せ】▶税について…税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4139、▶介護保険料について…介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4273、▶国民健康保険料について…医療保険年金課納付推進係(本庁舎4階)☎(5273)4158へ。

介護予防・健康づくり等の活動を行う団体の方へ

●地域の空きスペースをご利用ください
区では、介護予防・健康づくり等の活動やサロンの交流活動を住民主体で行っている、またはこれから始めようとしている団体に対し、事業者等から地域の空きスペースの提供を受け、活動場所を紹介しています。ご利用いただける空きスペースは下表のとおりです。利用申し込み・時間・利用料等詳しくは、お問い合わせください。
●地域の空きスペースの提供にご協力ください
区では、介護予防・健康づくり等の活動を行う団体へ活動場所を提供するため、地域の空きスペースを随時募集しています。
【問合せ】地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(本庁舎2階)☎(5273)4193へ。

建物名(所在地)★はプロジェクト等の映像設備あり	面積	提供者
YKBマイクガーデン(新宿1—5—4)★	110㎡	(株)東京在宅サービス
北新宿特別養護老人ホーム(北新宿3—27—6、かしわ苑)★	40㎡	新宿区社会福祉事業団
地域密着型複合施設マザアス新宿(新宿7—3—31)★	72㎡	マザアス
戸山いつきの杜(戸山2—4—101)	62㎡	シルヴァーウィング
新宿げやき園(百人町4—5—1)★	200㎡×2か所	邦友会
より処まんまる庵(デイスービルーム)(高田馬場1—20—16)★	45㎡	サン
介護老人保健施設デンマークイン新宿(原町2—43)	35㎡	研精会

シニア向け 高齢期の健康づくり・介護予防出前講座

日頃の活動場所に介護予防運動指導員等が出向き、高齢者の健康づくりや介護予防につながる運動・食事などの具体的な方法を紹介しします。
【日時】土・日曜日、祝日等を除く午前10時～午後5時
【会場】区内公共施設等の会議室・集客室ほか
※会場は講座を受けるグループが確保してください(個人宅は不可)。
※1人に付き4㎡(2m×2m)以上の広さを確保できる場所での実施をお願いします。
【対象】区内在住で65歳以上の方5～50名で構成するグループ
※おたっしや運動実践コース(下表①)は医師から運動を禁止されている方は参加できません)
【内容】下表のとおり
【利用回数】1グループ3コース合計年度内8回まで(①は6回、②③は1回まで)
【申込み】所定の申込書を希望日の前月10日までに郵送(必着)または直接、地域包括ケア推進課介護予防係(〒160-8484歌舞伎町1—4—1、本庁舎2階)☎(5273)4568へ。申込書は電話で請求してください。

コース名	内容
①おたっしや運動実践	介護予防運動の専門インストラクターによるミニ講座と運動(1回60分または90分)
②おたっしや機能維持	リハビリテーション専門職による日常生活動作の工夫のポイント(1回60分または90分)
③おたっしや健康講話	保健センターの専門職による健康・食事・口腔ケアがテーマの講話(1回60分)

イベント等は中止・変更する場合があります。また、施設の利用・イベント等の参加に当たっては、マスクの着用・事前の検温等各所の新型コロナ感染防止対策にご協力ください

のトレーニング(講師は佐谷優佳/音楽療法士)
③からだ元気体操
【日時】5月9日・16日・23日・30日・6月6日・13日・20日・27日、7月4日・11日・25日、8月1日・8日の月曜日(祝日を除く)いずれも午後1時～3時、全13回(うち3回は自主活動)
【対象】区内在住で初めて同講座を受講する方、15名
【内容】ストレッチと筋力アップの体操(講師は郷間加奈子/理学療法士) ……<①～③共通> ……
【会場・申込み】①②は4月4日(月)、③は4月14日(水)までに電話または直接、同館(市谷薬王寺町51)☎(3353)2333(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)へ。応募者多数の場合は抽選。
●ギャラリー“みるっく”
展示作品募集(6～9月分)
【展示期間・場所】▶6月～9月…新宿コズミックセンター(大久保3—1—2)、新宿スポーツセンター(大久保3—5—1)、四谷スポーツスクエア(四谷1—6—4)
▶6月～7月…健康プラザハイジア(歌舞伎町2—44—1)
※10月以降分は、広報新宿後号等でお知らせします。
【対象】区内在住の方、または、会員数が5名以上で8割以上が区内在住・在勤で構成されているグループ
【申込み】所定の申請書に必要事項を記入し、4月15日(必着)までにファックスまたは直接、生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(3月27日まで…本庁舎1階、3月28日から…第1分庁舎7階)☎(5273)4358・☎(5273)3590へ。申請書は同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。
展示方法等詳しくは、同係へお問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。
※ギャラリーオーガード“みるっく”(歌舞伎町1—30)は、JRの耐震工事終了後、「新宿の観光スポット」等のテーマ写真を装飾し、明るく美しい都市空間としてリニューアルの予定です。



はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み	①講座・催し名 ②干・住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号 (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)
-------------	--

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

健康的に長生きを目指しましょう

しんじゆく健康長寿ガイドブックを 発行します

区で行っている、健康づくりや介護予防・フレイル予防などさまざまな教室や講座等をまとめた冊子です。
これからの人生100年時代、健康づくりや介護予防・フレイル予防の取り組みを始めるきっかけにいただけるよう作成しました。

【内容】
▶運動・体づくり、趣味・交流等、カテゴリー別の教室や講座の紹介
▶心身の状況に応じた取り組みを確認できるチェックリスト



▲しんじゆく健康長寿ガイドブック表紙



配布方法

令和4年度に70歳になる方へ、4月以降順次発送します。また、区内の特別出張所やシニア活動館、地域交流館などで4月1日(金)から配布するほか、新宿区ホームページ(右二次元コード)でも同日からご覧いただけます。

【問合せ】地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(本庁舎2階)☎(5273)4193へ。



7月1日~7月31日宿泊分 箱根つつじ荘・グリーンヒルハケ岳

区民保養施設の利用申し込み

◎抽選(区民抽選予約)

区内在住の方のみ申し込みます。

【申込期間】4月1日~11日(必着)

【申込方法】受付窓口・特別出張所・生涯学習スポーツ課で配布の「抽選はがき」でお申し込みください。4月19日(火)までに結果通知が届かない場合は、受付窓口へお問い合わせください。

◎空き室予約(抽選後)

区内在住の方のみ申し込める「区民優先予約(当選者を含む)」,どなたでも申し込める「一般予約」の順に、それぞれ先着順で、電話か受付窓口で予約を受け付けます。空き室の状況は、受付窓口・特別出張所のほか、(株)日本旅行の空き室情報ホームページ(HPhttp://ntasports.net/shinjukuku/)でも確認できます。

【申込開始日】▶区民優先予約...4月21日(木)、▶一般予約...5月1日(日)

【7月の休館日】箱根つつじ荘...5日(火)~7日(木)

※利用案内「区民保養施設ハンドブック」は、抽選はがきとともに受付窓口等で配布しています。



【受付窓口・電話】新宿区保養施設受付(本庁舎1階) ☎(5273)3881

【受付日時】月~金曜日午前9時~午後5時。土・日曜日、祝日等は(株)日本旅行 ☎(5369)3902(午前10時~午後6時。電話受け付けのみ)へ。

※来庁は控え、電話でのお手続きにご協力をお願いします。

※新型コロナの影響により、今後施設の利用を制限する場合があります。

◎グリーンヒルからのお知らせ

●新宿駅西口発グリーンヒルハケ岳直行便バスツアー(2泊3日)

往復バスと宿泊・観光のセットです。申し込みには事前に宿泊予約が必要です。

【7月の出発日・コース】

▶5日(火)・黒部ダムと花の都公園、山梨での桃狩り、▶12日(火)・高山植物園と富士山五合目、山梨での桃狩り

【問合せ】グリーンヒルハケ岳

☎0551(32)7011へ。

◎箱根つつじ荘からのお知らせ

3月31日(木)まで宿泊棟外壁改修等の工事のため、全館休館します。

※工期は変更することがあります。

※箱根つつじ荘に宿泊する方には、小田急線の運賃割引証を発行します。

【問合せ】▶利用について...箱根つつじ荘☎0460(82)1144、▶工事について...生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(3月27日(日)まで...本庁舎1階、3月28日(月)から...第1分庁舎7階)☎(5273)4358へ。

4月~6月は狂犬病予防注射期間

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに



【問合せ】衛生課管理係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3148へ。

犬の飼い主には狂犬病予防法で、生涯1回の犬の登録と、年1回(4月~6月、令和4年は12月まで延期)の狂犬病予防注射が義務付けられています。

※例年4月に飼い主の皆さんへ郵送で案内している「狂犬病予防定期集合注射」は、当面の間延期します。今後の実施時期等が決まり次第、新宿区ホームページでお知らせします。

※犬が亡くなった場合は、衛生課・特別出張所へ届け出てください。

●犬の登録(鑑札の交付)

衛生課・特別出張所で受け付けます。

【費用】1頭に付き3,000円(登録手数料)

●狂犬病予防注射(狂犬病予防注射済票の交付)

動物病院等で注射を受け、獣医師発行の「狂犬病予防注射済証」を衛生課か特別出張所へお持ちください。

【費用】1頭に付き550円(注射済票交付手数料)

3月30日に予診票を発送します

ヒトパピローマウイルス(HPV)定期予防接種を受けましょう



対象者は無料で接種を受けられます。

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859へ。

■HPVワクチン定期予防接種

【対象】平成18年4月2日~23年4月1日生まれの女性

※すでに3回目までの接種が完了している方は対象外です。

【予診票発送日】3月30日(水)

【接種回数】3回

■平成17年4月2日~18年4月1日生まれの女性の方へ

国のキャッチアップ対応(★)に先駆けて、区では、予防接種予診票を発送します。※新型コロナの発生に伴い、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った方への救済措置です。

【対象】平成17年4月2日~18年4月1日生まれの女性

【接種期間】令和5年3月31日(金)まで

【予診票発送日】3月30日(水)

※国のキャッチアップ対応(下記)に基づく予防接種予診票(接種期限が令和7年3月31日まで)を希望する方は、お問い合わせください。

(★)キャッチアップ対応について

積極的な勧奨の差し控えにより、定期接種の接種期限を過ぎてしまった方への救済措置です。下記のとおり接種できるよう、国が準備を進めています。

【施行予定日】4月1日(金)

【対象】平成9年4月2日~20年4月1日生まれの女性(12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある方を除く)

※令和4年度は、平成9年4月2日~18年4月1日生まれの女性が対象です。

【接種期間】4月1日~令和7年3月31日

※今後、国から正式な通知があり次第、予診票の発送等を新宿区ホームページ等でお知らせします。

令和4年度 食品衛生監視指導計画を策定しました

【問合せ】衛生課食品保健係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3827へ。

計画では、食の安全確保に向けて、食品衛生法に基づく監視指導等を重点的・効率的かつ効果的に実施するため、年度ごとに監視指導の実施に関する基本的な方向性や監視指導の実施体制等を定めています。

計画の策定に当たり、区民の方からお寄せいただいたご意見を参考にしました。計画の全文、ご意見と区の方針は衛生課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)で閲覧できるほか、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご覧いただけます。



◎主な事項

- ▶食肉の生食、加熱不足による食中毒対策、▶ノロウイルスによる食中毒対策、▶アニサキス等寄生虫による食中毒対策、▶輸入食品の安全確保、▶HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

◎その他の事項

- ▶監視指導の実施体制、▶試験検査の実施体制、▶監視指導の実施内容ほか

すすめ! しんじゆく 健康コンゴズ!!

VOL.15 シニアになったら「ちょっとやせた」に気を付けて



今回のテーマは「高齢者の低栄養」です。

「低栄養」の状態になると筋肉や骨量が減り、体重が減少していきます。この状態が続くと、疲れやすくなったり、病気にかかりやすくなり、筋力や心身の機能の虚弱(フレイル)を招くおそれがあります。

【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館分室4階)

☎(5273)3047へ。



長崎への平和派遣に親子で参加してみませんか

平和祈念式典への参列・施設見学、被爆者との交流等を通して戦争の悲惨さや、平和の尊さへの認識を深めます。派遣された方には、報告書の作成、報告会での発表(10月9日(日)開催予定)など、区の平和事業にご協力いただきます。



▲令和元年度の広島派遣の様子

【派遣期間】8月8日(月)～10日(水)

【対象】令和3年4月1日以降、引き続き区内在住の小学4年生～中学3年生と保護者、7組14名(これまで平和派遣に参加していない方)

【費用】行程に含まれる交通費・宿泊費は区が負担、食事代の一部は各自負担

【申込み】所定の申込書(裏面の原稿用紙に「平和派遣参加に期待すること」がテーマの保護者の作文(500字程度)を記入)を4月1日(金)～14日(木)に郵送(必着)または直接、総務課総務係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。申込書は同係・特別出張所・地域センター・生涯学習館・子ども総合センター(新宿7-3-29)・男女共同参画推進センター(ウイズ新宿、荒木町16)で配布しています。インターネット(新宿区ホームページからリンク)からも申し込みます。

区民のひろば

¥費用・回問合せ

この欄は区民の方相互の情報交換の場です。掲載行事は区の主催ではありません。日時・会場は予定です。各主催者に内容をよくご確認の上、参加してください。

同じ団体の掲載申し込みは、1年間(4月1日～翌年3月31日)に1回です。「催し・講座」は、掲載希望号の1か月前までにお申し込みください。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

★サークル紹介・会員募集★

◆かな書道とペン習字 毎月第1日曜日・第3火曜日午後2時～4時、西早稲田地域交流館で。各書道展に展示あり。初心者・中高年対象。

¥かな書道…2回2,000～3,000円。ペン習字…1回1,000円。☎プラザ書の会・後藤 ☎090(4920)3380

◆コーラス 毎月第2・4木曜日午前9時50分～12時、西新宿シニア活動館で。歌好きのシニアの集い。¥月500円・年1,000円。☎エーデルワイス西新宿・石塚 ☎090(5230)8101

徳行者の表彰

区では毎年、人命救助や模範となる善行のあった徳行者の方を表彰しています。今年度は下記の24名の表彰を行いました。

【問合せ】秘書課秘書係(本庁舎3階) ☎(3209)1111へ。

- ◎人命救助(5件)…救命現場で、救急隊到着まで連携して応急救護活動を行いました。
 - ▶塚本かれんさん・牧美咲さん、▶藪田周作さん・高橋大樹さん・佐々木優祐さん、
 - ▶岩淵智令さん・山根秀規さん・森口竜治さん・野口厚二さん・高橋亮介さん・
 - 佐藤順治さん・佐々木恵さん・上原好貴さん・林田吉弘さんほか1名、▶篠崎えりかさん・山崎璃麻さん・榎田誠さん・岡田浩司さん・森野一輝さん、▶越河正行さん・
 - 林美夢さん・井谷和生さん

◎犯人逮捕協力(1件)…特殊詐欺未遂事件で、犯人検挙に協力しました。

内部評価と外部評価実施結果を踏まえた今後の区の取り組みを公開しています

区が実施した内部評価と、令和3年11月に新宿区外部評価委員会(※)から報告された外部評価の結果を踏まえ、今後の区の取り組みをまとめました。

冊子「内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」は、企画政策課・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。また、区政情報センターで有償頒布しています。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502へ。

(※)…区の実施する行政評価の客観性・透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するために、平成19年9月に設置した区長の附属機関です。

区関連・官公署情報

市民とNPOの交流サロン(オンライン)

ウェブ会議ツール「Zoom」を利用したオンライン講座です(通信費等は申込者負担)。

【日時】4月14日(休)午後6時45分～8時45分

【内容】再チャレンジできる社会を目指して活動している日本再起業支援協会の活動紹介(語り手は同協会)

【申込み】当日午後5時45分まで新宿NPO協働推進センターホームページ([HP:https://snponet.net](https://snponet.net))から申し込みます。

【問合せ】新宿NPOネットワーク協議会事務局 ☎(5206)6527へ。

業務改善助成金制度に特例コースを新設しました

●申請期限は3月31日(必着)

新型コロナウイルスの影響により、売上高等が30%以上減少している中小事業者が令和3年7月16日～12月31日に事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に対象経費の範囲を特

例的に拡大し、その費用の一部(100万円を限度)を助成するものです。

申請方法等詳しくは、お問い合わせください。

【申請先】東京労働局雇用環境・均等部企画課助成金係(〒102-8305千代田区九段南1-2-1、九段第3合同庁舎14階) ☎(6893)1100

【問合せ】令和3年度業務改善助成金コールセンター ☎(6388)6155へ。

取引・証明用はかり定期検査にご協力

●対象の店舗等へ事前に通知はがきを発送します

商店での取り引きや、学校・病院等で証明に使用する「はかり」は、2年に1度、検査を受けることが計量法で義務付けられています。



検査の通知が5月下旬までに届かない方、はかりの使用を開始または終了した方は、お問い合わせください。

【検査期間】4月5日(火)～6月8日(水)(土・日曜日、祝日等を除く)

【問合せ】東京都計量検定所検査課 ☎(5617)6638へ。

詐欺被害防止 一言アドバイス



主な詐欺の手口を知り、被害防止対策をしましょう

区内で多い詐欺の手口を知り、被害を未然に防ぎましょう。

区内の特殊詐欺被害認知件数(2月)

特殊詐欺の主な種類	件数
オレオレ詐欺	0件
預貯金詐欺	1件
還付金詐欺	1件
架空料金請求詐欺	1件
キャッシュカード詐欺盗	3件
合計	6件

※区危機管理課調べ

◆還付金詐欺

●手口

自宅に、区役所の職員を名乗る者から「累積医療費、保険料の還付金があり、まだ申請されていない」等の電話があり、「期限が過ぎているが、今なら金融機関で手続きができる」と言われます。その後、金融機関を名乗る者から電話があり、ATMへ誘導され、気付かないまま犯人の口座に送金し、お金をだまし取られてしまいます。

●注意点

- ▶ATMで還付金や給付金を受け取ることはできません
- ▶電話をしながらATM操作をしている人を見かけたら、詐欺を疑い、声を掛け警察に通報しましょう
- ▶電話でお金の話が出たら、いったん電話を切り、家族・警察・区に確認しましょう

◆預貯金詐欺・詐欺盗

●手口

警察官や金融機関などを名乗る者から自宅に電話がきて「あなた名義の口座情報が不正に使われている可能性がある」などと不安をあおります。その後、「口座の変更手続きが必要なので、家に伺う。今までの暗証番号と新しい暗証番号をメモして封筒に入れてほしい」と暗証番号を聞き出され、隙を見てカード類をすり替えられ、お金をおろされてしまいます。

●注意点

- ▶区・警察・金融機関の職員が電話で口座番号や暗証番号を聞くことは絶対にありません
- ▶キャッシュカードは絶対に他人に渡さず、暗証番号も絶対に教えるはいけません
- ▶このような電話が来たらいったん電話を切り、警察・区などに確認・相談しましょう

■詐欺被害防止シールの配布

区では、新型コロナウイルスワクチン接種会場で、65歳以上の方に詐欺被害防止のため、注意喚起の受話器シール等(右図)を配布しています。



【警察署代表電話】

- ▶牛込 ☎(3269)0110
- ▶新宿 ☎(3346)0110
- ▶戸塚 ☎(3207)0110
- ▶四谷 ☎(3357)0110

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532へ。

令和4年4月1日から

成年年齢が18歳になります



● 18歳から保護者の同意なしに契約ができるようになります

民法の一部改正により、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます(右表)。18歳から保護者の同意なしに契約ができるようになる一方、「未成年者契約による取消し」が使えなくなり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。契約を交わす前に十分に確認しましょう。

もし、被害やトラブルに遭っても悩んだり諦めたりせず、できるだけ早くご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834・FAX(5273)3110へ。

【民法改正後の成年年齢早見表】

生年月日	成年になる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日 ～15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日 ～16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

◆◆◆消費者トラブルや契約で困ったらひとりで悩まず、消費生活センターに相談を◆◆◆

Q どんなことを相談できるの?

A 「定額サービスを解約したはずなのに、料金請求が止まらない」「美容エステの無料体験で契約を勧められ断り切れず、高額な契約をしてしまった」など事業者とのトラブルについて相談ができます。



【未成年者に多いトラブルの例】



▲悪質な通販サイト



▲タレント・モデル契約



▲儲け話の詐欺

Q 秘密は守られるの?

A 相談の秘密は守られます。本人の承諾を得ずに事業者に連絡することはありません。

【相談先】

新宿消費生活センター

☎(5273)3830(相談専用。土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)

FAX(5273)3110

●弁護士相談

法律上の問題に関わる消費生活相談に、弁護士が助言します。

●多重債務相談

弁護士・区の職員等による債務整理等の相談を受け付けます。

【その他の電話相談】

身近な消費生活センターにつながる
消費者ホットライン

☎188番(年末年始を除く原則毎日)
お近くの相談窓口を案内します。

成人の日を開催する 記念式典の対象年齢について

◆令和4年度以降も20歳を対象に「はたちのつどい」を開催します

区では、18歳の多くが高校3年生であり、進学等を控え式典への参加が難しくなることなどに配慮し、18歳での成人式は行わず、20歳を対象に「はたちのつどい」を開催することとします。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

新宿区医療・介護・通いの場情報検索サイト さがせる新宿の運用を開始します

高齢者等の暮らしに役立つ、在宅療養を支援する医療機関・介護事業所・住民主体の通いの場(※)等の地域資源情報を検索できるサイトです。日々の健康づくりや介護予防にご活用ください。

※通いの場…体操や趣味活動など、介護予防に役立つ活動を行っているグループ
【問合せ】地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4193・FAX(6205)5083へ。



3月25日午前9時公開

さがせる新宿

でできること

📄<https://carepro-navi.jp/shinjuku>



「自宅近くにある地域資源情報を探したい」

→ 住所や区の施設、最寄り駅等から地域資源を検索し、マップやリスト付きで表示や印刷ができます。



「団体活動への参加者を増やしたい」「活動をPRしたい」

→ 団体からのメッセージや、写真等で活動を分かりやすくお知らせできます。



「自分に合った通いの場を紹介してほしい」

→ 生活支援コーディネーター等が、相談者の希望に合った地域資源情報を紹介します。

★操作で困ったら下記にお問い合わせください

トータックアメニティ(株)情報センター

☎(5657)3203・FAX(5909)8803(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)

※「さがせる新宿について」とお伝えください。

令和3年度

ワーク・ライフ・バランス 推進優良企業を表彰しました

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は、柔軟性に富む、持続可能な強い組織へと企業を成長させる“明日への投資”です

区では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む区内企業の認定を行っています。区が認定した企業の中から、特に優れた取り組みを行っている企業として、令和3年度は下記2社を表彰しました。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。

【問合せ】男女共同参画課 ☎(3341)0801・FAX(3341)0740へ。



令和3年度 表彰企業

ワーク・ライフ・“ベスト”バランス賞

バランスの取れた取り組みを行い、実績のある企業

エーザイ(株)

東京コミュニケーションオフィス

多様性を生かした就労環境整備や働き方改革を推進するための目標・アクションプランを設定しているほか、法定以上の育児・介護支援や、在宅勤務による仕事の効率化など、バランスの取れた取り組みを行っています。

ワーク・ライフ・バランスアイデア賞

独自の取り組みを行い、実績のある企業

(株)システムリサーチ

第三者による工程管理・評価の導入による業務の効率化や、経営者の「イクボス宣言」による仕事と育児が両立しやすい職場風土の醸成など、他社の参考となるような独自の取り組みを多数実施しています。

企業の
イメージ
アップ!

新宿区ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度をご利用ください

区では、「既にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業(推進企業)」「これから取り組みたいと考えている企業(推進宣言企業)」をサポートしています(下記)。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

- ▶ コンサルタント(専門家)派遣(最大5回まで無料)
- ▶ 推進企業の情報を新宿区ホームページ・情報誌等で紹介
- ▶ 中小企業向け融資のあっせん

